

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	社会参加支援施設事務費			担当部局庁	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部			作成責任者	
事業開始年度	昭和25年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	企画課自立支援振興室			吉田 正則	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	○設置根拠 身体障害者福祉法第28条第1項、第2項及び第3項 ○負担根拠 身体障害者福祉法第37条の2第1項第1号			関係する計画、通知等	障害者基本計画、重点施策実施5カ年計画、平成26年3月31日発障0331第1号身体障害者保護費の国庫負担(補助)について(通知)				
主要政策・施策	障害者施策			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	○点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用を助成することにより、事業実施における最低基準を維持するとともに、視聴覚障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	○点字図書館(点字刊行物や視覚障害者用の録音物の制作や貸出等を行う施設)及び聴覚障害者情報提供施設(字幕、手話入の録音物の制作や貸出、手話通訳者の派遣等を行う施設)の運営に要する費用の補助を行う。 ○実施主体は、都道府県・指定都市・中核市・市町村。 ○国庫負担率 5/10。								
実施方法	負担								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		当初予算	1,578	1,624	1,542	1,777	1,783		
		補正予算	-	30	27	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	172	-	-		
	計	1,578	1,654	1,741	1,777	1,783			
	執行額	1,532	1,623	1,698					
執行率(%)	97%	98%	98%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	点字図書館の利用者数	点字図書館の利用者数	成果実績	人	85,115	77,301	集計中	-	-
			目標値	-	-	-	-	88,646	
			達成度	%	-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	点字図書館数	活動実績	施設数	76	76	76	-		
		当初見込み	-	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	聴覚障害者情報提供施設数	活動実績	施設数	46	51	51	-		
		当初見込み	-	-	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	12,860(円/人) X:点字図書館予算額(26年度) Y:点字図書館の利用者数(26年度)	単位当たりコスト	円	14,489	12,860	集計中	-		
			計算式	X/Y	1,010,576千円/69,750人	994,104千円/77,301人	集計中	-	
内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	身体障害者保護費負担金	1,777	1,783						
	計	1,777	1,783						

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること									
	施策	VIII-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること									
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度		
		-	実績値	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	<p>①点字図書館(点字刊行物や視覚障害者用の録音物の制作や貸出等を行う施設)及び聴覚障害者情報提供施設(字幕、手話入の録画物の制作や貸出、手話通訳者の派遣等を行う施設)の運営に要する費用の補助を行う。</p> <p>②実施主体は、都道府県・指定都市・中核市・市町村</p> <p>③国庫負担率 5/10</p> <p>点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費を国が負担することにより、視聴覚障害者が無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物を利用できるようになることは、視聴覚障害者の自立や社会参加に資すると見込んでいる。</p>										
	改革項目	分野:	-	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-		
目標値			-	-	-	-	-	-			
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
	-	成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国費を投入することにより、点字図書、録音図書や手話・字幕入り録画物等を視聴覚障害者に無料で貸し出すことが安定的に可能であり、情報のバリアフリーに資するとともに、障害者の社会参加の促進に寄与している。また、身体障害者福祉法第37の2に国の負担規定がある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	点字図書、録音図書や手話・字幕入り録画物等を視聴覚障害者に無料で貸し出すことにより、情報のバリアフリーに資するとともに、障害者の社会参加の促進に寄与している。また、身体障害者福祉法第37の2に国の負担規定がある。現在も地方自治体には2分の1の負担があるが、地方自治体、民間に完全に委ねることにより、その財務状況に左右され安定的なサービス提供が出来なくなることが懸念される。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	点字及び音声による図書並びに字幕及び手話入りのビデオの製作・貸出、相談業務等を行うことによって、視聴覚障害者自身で必要とする情報を入手出来ることから、視聴覚障害者の自立や社会参加の促進において重要な役割を果たしている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	-
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	実施主体の都道府県・政令市・中核市・市町村と国が、2分の1ずつを負担している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な人件費、管理費のみが計上され、適切に事業が実施されている
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用を国が一部助成する仕組みにより、点字図書等が無料で貸し出され、情報のバリアフリーに資するとともに、障害者の社会参加に寄与している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みにあつたものとなっている。
整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用を助成することにより、点字図書等が無料で貸し出され、情報のバリアフリーに資するとともに、障害者の社会参加に寄与している。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	当該事業は、身体障害者福祉法に規定される視聴覚障害者情報提供施設の運営に係る経費の一部を負担するもの。 【739】視覚障害者の福祉の向上を目的とし、点字図書等の作成・貸出等を実施している。 【740】聴覚障害者の福祉の向上を目的とし、手話通訳技術向上等研修等を実施している。
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	739	視覚障害者用図書事業等
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	740	手話通訳技術向上等研修等	
点検・改善結果	点検結果	○障害者権利条約において、「締約国は、障害者があらゆる形態の意志疎通であつて自ら選択するものにより、表現及び意見の自由についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。」とされており、視覚障害者、聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、より一層充実が求められている。 また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。」とされているところ。 ○このようなことから、当負担金は、障害者の自立や社会参加の促進に不可欠な予算である。平成25年9月に策定された「障害者基本計画(第3次)」においても、全都道府県への聴覚障害者情報提供施設の設置を平成29年までの目標としており、今後も引き続き全都道府県への聴覚障害者情報提供施設の設置を目標とすることから、その早期設置を道府県にお願いしていくこととしている。	
	改善の方向性	○当負担金は、毎年度自治体ごとに交付決定・交付額の確定を行っており、事業計画及び事業実績について確認しているところ。障害者の自立や社会参加を目的とし、視聴覚障害者の情報・コミュニケーション保障のため、全国の点字図書館・聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用の補助を行っており、その支出先は、点字図書館と聴覚障害者情報提供施設に限定されており、執行状況等を鑑みても適切である。引き続き適切な事業の実施に努めてまいる。	
外部有識者の所見			
点検対象外			

行政事業レビュー推進チームの所見

通現
り状

引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現
状
通
り

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	510	平成23年度	463	平成24年度	406	/
平成25年度	765	平成26年度	763	平成27年度	778	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

(26年度実績)

※27年度は集計中のため、26年度実績を記載。

厚生労働省
1, 6 2 3 百万円

点字図書館及び聴覚障害者情報提供
施設の運営に要する費用の補助



【法による国庫負担】

都道府県 (47)
指定都市 (11)
中核市 (6)
1, 6 2 3 百万円

点字図書館及び聴覚障害者情報提供
施設の運営

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位: 百万
円)

